

平成25年度

# 福島議定書

(上級編)

参加募集のお知らせ

「福島議定書」事業は、地球温暖化を防止するため、福島県内の事業所の皆様に、省エネルギー対策などに取り組んでいただき、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る事業です。

この「福島議定書」(上級編)(以下「上級編」という。)は、従来の「福島議定書」(以下「従来編」という。)より深化したコースであり、それらの取組の周知をととして、本県の温暖化対策の一層の推進を図るものです。

## 【対象者】

原則として「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」に基づき、エネルギーの使用の合理化等に努める特定事業者等(以下「特定事業者等」という。)のうち、次のいずれかに該当する福島県内に存在する工場・事業所(以下「特定事業所」という。)とします。

ただし、特定事業所ではないものの、自ら省エネ法等に準じて、対策や温室効果ガスの排出量の算出等を行っている又は行う予定である工場・事業所も参加可能です。

- ① 省エネ法に規定する方法で算定した、1つの工場・事業所における年間のエネルギーの使用量の合計が1,500kL(原油換算)以上である工場・事業所
- ② 温対法に規定する「5.5ガス」※について、算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに、1つの工場・事業所の排出量の合計がCO<sub>2</sub>換算で3,000トン以上となる工場・事業所

## 【対象温室効果ガス】

従来編で対象としていたエネルギー起源二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に加え、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>等いわゆる「5.5ガス」も対象とします。

## 【その他】

- ・ 特定事業所編の取組結果報告書に、国に提出した省エネ法に基づく中長期計画や取組結果等の写しを添付することにより、温室効果ガス排出量の積算根拠に代えることができます。
- ・ 取組期間は通年(1年)とします。
- ・ 従来編と上級編のいずれかを選択の上、参加してください。(※両方の参加は不可とします。)

※ 「5.5ガス」... エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の「非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、エネルギー起源CO<sub>2</sub>(発電所等配分前)」をいいます。

## 地球温暖化防止のためのみなさんへのメッセージ

震災により被災された皆様、さらには、いまだに避難生活を余儀なくされている皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。福島県では、昨年12月に策定した総合計画「ふくしま新生プラン」において、「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標に掲げ、新たな県づくりを進めていくこととしておりますが、この基本目標を実現するため低炭素・循環型社会の構築を主要施策の一つとして位置付けました。

原子力に依存しない社会づくりを進める本県は、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図るとともに、省資源、省エネルギーやリサイクルなどを強力に推進し、真に持続的に発展可能な社会モデルを発信する先進地を目指します。

県では、これまで「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」の活動を通じて、節電・節水を始めとした地球温暖化対策を県民総参加の運動として展開してまいりました。こうした地球温暖化対策を進めることは、エネルギー供給等の安定化につながり、復興への一助ともなります。

震災からの復興を着実に進めていくためにも、また、私たちの郷土「福島県」の、そしてかけがえのない地球の未来を守るためにも、地球温暖化対策を引き続き進めていくことは非常に大切なことです。

みなさん、今、できることから始めましょう。

平成25年4月 福島県知事 佐藤 雄平



## 平成25年度 福島議定書事業の主な内容

- ◎福島議定書省エネアドバイザーを派遣します。(専門家が事業所へ伺い、省エネルギーの取組に関する助言をします。)
- ◎取組が優秀な事業所を表彰します。(昨年度の表彰結果は、本パンフ最終面をご覧ください。)
- ◎エコドライブの講師を派遣します。(専門家が、事業所へ伺い、エコドライブに関する講習を行います。)

募集期間

募集期間 平成25年8月30日まで

ホームページ

応募・問い合わせ先

ふくしまの環境

検索

福島県庁 環境共生課

電話 024-521-7813 FAX 024-521-7927

メール kyousei@pref.fukushima.lg.jp

または、最寄りの地方振興局へ(本パンフ最終面をご覧ください。)

## 事業種別部門

3部門設けましたので、事業所の状況に合わせて、登録する部門を選択してください。  
(国が定めた取り組むべき事項や自主的取組により、温室効果ガスの排出の削減に取り組ましよう。)

部門	例	主な取組事項
オフィス・店舗等	●事務所 ●金融機関 ●スーパー ●卸売、小売業 ●サービス業 ●飲食店 ●医療機関、福祉施設 ●大学 等	クールビズ等の実施による電気使用量の削減
製造業等	●製造業 ●電力・ガス ●印刷業 等	省エネ機器の導入や製造ラインの点検による電気及び使用燃料の削減
運輸・設備業・その他	●運輸、交通 ●廃棄物処理業 ●設備点検業 ●建設業 等 ●その他、上の2つに属さないもの	エコドライブ等の推進による使用燃料の削減

注)部門の分類は、日本標準産業分類による分類と同一ではありません。

## スケジュール

平成25年度	4月	募集期間	「福島議定書(上級編)」作成と提出	
	5月		取組期間	① 基準年度(平成22, 23, 24年度のいずれかから選択)、事業種別部門への参加、取組期間を決める。
	6月			② 基準年度の温室効果ガス排出量を把握する。 省エネ法及び温対法に基づき、基準年度の温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> 換算)を把握してください。
	7月			③ 削減目標と目標達成のための取組内容を決めて、福島議定書(様式1)に記入する。(取組については、福島県環境共生課のホームページ「ふくしまの環境」に掲載している過去の表彰団体の取組内容や二酸化炭素排出削減モデル等を参考としてください。)
	8月	④ 完成した福島議定書(上級編)(様式1)を県庁環境共生課または最寄りの地方振興局に8月30日までに提出する。		
	9月	申込期間 平成25年4月下旬～8月30日	取組内容(平成25年4月～平成26年3月)	
	10月	●福島議定書(上級編)に基づいて実践活動 目標達成を目指して取組を進めてください。	結果報告	
	11月	●家庭版エコチャレンジへの参加 家庭での省エネ活動を促進するため、「家庭版エコチャレンジシート」を従業員の皆様に配布し、家庭での取組も進めてください。 なお、様式はホームページ「ふくしまの環境」からダウンロードが可能です。		
	12月	結果報告の提出(平成26年4月～平成26年11月)		
	1月	① 様式2の裏面に、温室効果ガス排出量等を記入してください。		
	2月	② 様式2の表面に、基準年度と取組期間の差を計算して、削減量、削減率を記入し、また、各年度の原単位と対年度比(%)を記入してください。	平成26年度	
	3月	③ 職場交通マネジメントの取組による削減量と取組人数を記入してください。		
4月	④ ゼロエミッション(廃棄物ゼロ)の取組状況を記入してください。(既存の資料でも結構です。)			
5月	⑤ 「家庭版エコチャレンジシート」の配布枚数を記入してください。			
6月	⑥ 国に提出した下記に示す書類の写しを添付してください。			
7月	●エネルギー使用状況届出書(省エネ法)			
8月	●中長期計画書(省エネ法)			
9月	●定期報告書(省エネ法)			
10月	●温室効果ガス算定排出量等の報告書(温対法)			
11月	※ 特定事業所以外の工場・事業所においては、温室効果ガス排出量の積算根拠や、設備更新等の中長期計画を提出してください。(全て任意様式)			
12月	提出期限 平成26年11月28日			
1月	集計・審査			
2月	表彰式			
3月				

# 取組事例

## 節電

### 冷暖房の温度調節

- 夏は「クールビズ」、室温は28℃を目安に
- 冬は「ウォームビズ」、室温は20℃を目安に
- ブラインド等による冷暖房の効率アップ

### 電気はこまめにスイッチ・オフ

- 昼休み、休憩時間の消灯
- 使用しない機器の主電源をオフにして待機電力を節約
- ノートパソコンの蓋とじ、画面の明るさを調整

### 省エネ器具の使用

- 白熱電球から、電球型蛍光灯に切替え
- 蛍光灯に高効率反射板を取付け(照度アップ)
- 節電タップの使用

### 【応用編】

- LED照明への変更(消費電力減、寿命増)
- デマンド監視装置を導入し、契約電力を削減(消費電力の見える化)
- 太陽光発電、風力発電の導入(自然エネルギーの活用)

## 使用燃料の削減

### 【自動車使用における省エネ】

#### エコドライブの推進

- エコドライブ講習会の実施
- エコドライブ活動コンクールへの参加(交通エコロジー・モビリティ財団で実施)
- グリーン経営認証の取得(交通エコロジー・モビリティ財団で実施)

#### 環境対応車、自転車の導入

- ハイブリッドカー等の導入
- 共有自転車の導入、活用(短距離は自転車で移動)

### 【設備の省エネ】

#### 設備の点検

- 機器の清掃
- 作業工程表に基づき機器の運転時間を調整
- 点検体制を整備し、省エネパトロールを実施(配管の点検、エア漏れの発見等)

#### 省エネ機器の導入

- 生産ライン機器の更新
- CO<sub>2</sub>排出の少ない燃料への転換
- 高効率給湯器、高効率空調機等の導入

## 節水

### 水道使用量の定期的な点検

- 水道管の漏水の早期発見

### 節水器具の使用

- 節水コマの使用

### 蛇口をこまめに閉める

- 手洗い、食器洗浄は少量の水で

## 温暖化対策の取組意識向上のための工夫

### 担当部署の設置、勉強会の実施

- 地球温暖化担当部署(者)の設置
- 地球温暖化に関する勉強会の開催
- セミナーやシンポジウムへの参加
- 活動アイデアの募集、社内報への掲載

### 地域の美化活動、環境保全活動への参加

- 周辺のゴミ拾い、清掃の実施

## ゼロエミッション(廃棄物ゼロ)【任意】

廃棄物の減量化をすることで、焼却による温室効果ガスの排出量が削減されます。また、循環型社会の形成にもつながります。

### オフィスゴミゼロ

- 現状のゴミの内訳を分析
- 収集業者との打ち合わせにより分別方法を決定
- 分別マニュアルの作成、分別方法の周知

### 廃棄物の再利用

- 廃棄物の自社内再利用
- 外部での再利用委託

## 職場交通マネジメント(クルマ通勤からの転換)【任意】

クルマ通勤から公共交通機関利用等へ通勤手段の転換を促すことで、自動車からの二酸化炭素の排出量が削減されます。

### 実態調査・情報提供

- 通勤手段に関するアンケート調査の実施
- 鉄道やバスの時刻表・路線図等の情報提供

### 呼びかけ

- 通勤手段転換等の呼びかけ

### 通勤制度の見直し

- 通勤許可基準の見直し
- 通勤手当の見直し

注) 省エネ法に規定する特定事業者等は、国が定めた「判断基準」に基づいて適切に省エネに努めることとなっています。

判断基準の詳細は、資源エネルギー庁のホームページを参照してください。

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/handankijyun.pdf>

平成24年度 福島議定書事業(従来編) 表彰式 (平成25年2月 杉妻会館)

平成24年度は、1,153事業所の皆様に取り組みいただきました。(従来編)  
各事業所から報告いただいた取組結果報告に基づき、審査を行い、取組が優秀な事業所を表彰しました。



最優秀賞・優秀賞

	事業所名		主な取組内容
最優秀賞	オフィス・店舗	アルパイン技研株式会社	県内初の室外機取り付け型の空調制御システム導入。独自作成のエコアクションガイドを配付し、個人に携帯させることによる啓発。家庭での取組を進めるエコチェックシートの全社員参加。
	製造業	アルパインテクノ株式会社	電力使用状況、水道使用状況の日々計測及び監視(見える化)などの実施。エアコン効率向上のためビニール間仕切り、屋根散水などの実施。廃棄物の再分別徹底により、リユース化及び有価物への転換。
	運輸・設備業	磐城通運株式会社	全館集中管理システムを活用してエアコン管理。家庭での節電を徹底するためにポスターを作成、各家庭に掲示。マイカー通勤者に対して「エコドライブ」通勤チェックシートを配布。グリーン経営証の取得。
優秀賞	オフィス・店舗	富士ゼロックス福島株式会社	電気やガソリンなどの削減状況を「環境月報」により社内に通知。社内啓蒙のため定期的に環境ニュースを発行。社員が常に携帯する環境カードの作成。家庭での節電のため「家庭での節電アクション！」の作成。
	製造業	石橋工業株式会社	コンプレッサの廃熱を回収し、暖房用として活用。温泉水を床暖房に使用。デマンドコントロールによる電力管理。
	運輸・設備業	山木工業株式会社	「エコドライブ」講習会の開催など社員に対する環境教育の実施。各部門ごとに「年度環境目標」を設定し、その達成に向けて環境保全活動を推進。
団体部門賞	東日本三菱自動車販売株式会社		各拠点に環境キーマンを置き、環境への取組のリーダーとして活動。環境経営マニュアルによる環境負荷低減取組の継続推進。節電に関わる情報発信のため定期的に「節電ニュース」を発行。

※上記の他、入賞等8事業所

お問い合わせ 提出先一覧

県庁、地方振興局名	部署	住所	電話	FAX
県庁	環境共生課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7813	521-7927
			kyousei@pref.fukushima.lg.jp	
県北地方振興局	環境課	〒960-8043 福島市中町1-19 中町ビル6階	024-521-0524	522-2331
県中地方振興局	環境課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	024-935-1503	925-9026
県南地方振興局	環境課	〒961-0971 白河市昭和町296	0248-23-1421	23-1509
会津地方振興局	環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-3912	29-5520
南会津地方振興局	県民環境課	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-2061	62-5209
相双地方振興局	環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1232	26-1120
いわき地方振興局	県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6203	24-6228